

東京大学大学院総合文化研究科 国際社会科学専攻 助教 公募要項

1.	職名及び人数	助教 1名
2.	契約期間	2025年4月1日以降なるべく早い時期から3年間
3.	更新の有無	更新する場合があります。ただし、更新は1回限りとし、更新後の任期は1年間とする。最終更新後の任期は2029年3月31日までとする。 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮の上判断する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の終業に関する規則第4条による。）
6.	所属	大学院総合文化研究科国際社会科学専攻
7.	業務内容	1)専攻の運営にかかわる業務 2)教務にかかわる業務（授業担当もあり得る）。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の終業に関する規則第4条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考：修士修了/28万円～ 博士修了/34万円～ 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円/月まで）のほか、 本学の定めるところによる。
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	【専門分野】 関連社会科学 【応募資格】 1)博士学位を持つ者 2)博士学位と同等の業績を有する者
14.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（様式については以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ※記入要領については上記 URL によらずに以下を参照ください。 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf 2) 研究業績リスト（学術論文、著書、学会発表などに分類） 3) 本専攻における研究・教育についての抱負（1,200字以内） 4) 博士学位論文、またはそれに準ずる論文（1点） 5) それ以外に重要な著書または公刊論文がある場合には、そのうちの1点
15.	提出方法	上記書類を1つのPDFファイルにまとめ、ファイル名を「助教応募書類（氏名）」としたうえで、下記のURLにアップロードしてください。

		https://docs.google.com/forms/d/1XUJ83EOI2kdcWgiMNpAGXFU7iGi-2kB0s5G0hpiKGLY/edit ※応募受付期間終了後、数日以内に受領確認のメールをこちらから送信します。メールが届かない場合はお問い合わせください。なお、ファイルのアップロードのためには Google アカウントが必要となります。
16.	応募締切	2024年12月9日（月）12:00（日本時間）までにアップロードすること書類選考後、面接を実施することがあります。その場合の旅費は自己負担となりますので、予めご了承ください。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 大学院総合文化研究科国際社会科学専攻 担当：西村 弓 TEL: 03-5454-6500（専攻事務室） e-mail: dasis「at」waka.c.u-tokyo.ac.jp（アドレス中の「at」は@に置きかえてください）
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業を取得したことにより雇用期間を延長することがある（詳細は東京大学における教員の任期に関する規則第3条による） ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。